

令和2年度・3年度における組織財政改革特別委員会報告

組織財政改革特別委員会

1 組織財政改革特別委員会の発足

組織財政改革特別委員会(以下「委員会」という。)
は、会長より東京都宅地建物取引業協会(以下「協会」という。)
の中長期・安定的な組織運営のための組織財政改革案を策定し、
答申するよう諮問を受け、令和2年6月23日付にて設置されました。

答申は令和2年12月20日迄に行うよう指定があり、
委員会は直ちに答申(案)策定のための活動を開始し、
新体制移行のスケジュール(案)の作成に着手し、概要を決定しました。

新体制への完全移行には多くの課題が想定されるため、
令和5年度は、32支部体制から一気に新体制に移行するのではなく、
形式的な12ブロック体制とし、諸課題への対応を行いながら
令和6年度から新体制への完全移行を目指すことに致しました。

令和5年度は、形式的に新体制に移行するのに伴い、
予算は新設ブロックへの交付を予定しています。

2 新体制の骨格

委員会は実質協議に入り、新組織体制の骨格(案)を協議し
新体制のブロック編成及びエリア編成が決定され、
これに基づき詳細事項の協議に移行しました。

1 ブロックの編成

ブロックの編成は、正会員数を概ね1000名~1400名の範囲に収め(但し、
第一ブロック〈現・千代田中央支部〉は1700余名。)
ブロック交付金額の大きな格差を極力解消し、
理事・社員数の均一化を図りました。



ブロック名	ブロック正会員数	現支部名	正会員数
① 第一ブロック	1,766	千代田中央	1,766
② 第二ブロック	1,015	江東 江戸川 葛飾	250 457 308
③ 第三ブロック	1,002	台東 墨田 足立	407 237 358
④ 第四ブロック	1,036	文京 荒川 豊島	234 157 645
⑤ 第五ブロック	1,234	品川 大田 目黒	432 432 370
⑥ 第六ブロック	1,272	港	1,272
⑦ 第七ブロック	1,096	新宿	1,096
⑧ 第八ブロック	1,019	渋谷	1,019
⑨ 第九ブロック	1,126	北 板橋 練馬	230 426 470
⑩ 第十ブロック	1,461	世田谷 杉並 中野	636 499 326
⑪ 第十一ブロック	1,101	武蔵野中央 北多摩 国分寺国立 調布粕江 府中稲城	369 318 123 155 136
⑫ 第十二ブロック	1,123	立川 西多摩 南多摩 八王子 町田	327 185 109 283 219
			14,251

令和2年7月末日現在の正会員数で算出

2 エリアの編成

エリアは、会長候補を始めとする本部役員候補者の推薦を行う機関であるため、
3エリアのそれぞれの会員数がほぼ均一となるように編成しました。

これにより、エリア所属会員の選挙に関する平等性が確保されることとなります。
新設のエリアでは、従前のブロックのように相談や研修及び親睦等の業務は開催せず、
本部役員候補者の推薦業務のみを行うこととなります。そのため、
エリア運営に必要な経費は本部からの交付はなく、
エリアを構成する各ブロックの均等負担となります。

エリア名	エリア正会員数	ブロック名	ブロック正会員数
東京第一エリア	4,819	第一ブロック	1,766
		第二ブロック	1,015
		第三ブロック	1,002
		第四ブロック	1,036
東京第二エリア	4,621	第五ブロック	1,234
		第六ブロック	1,272
		第七ブロック	1,096
		第八ブロック	1,019
東京第三エリア	4,811	第九ブロック	1,126
		第十ブロック	1,461
		第十一ブロック	1,101
		第十二ブロック	1,123
			14,251

令和2年7月末日現在の正会員数で算出



3 答申書の提出

令和2年7月9日~令和2年12月4日迄、7回の委員会を開催し、
答申すべき成案を決定したことにより、令和2年12月4日付にて
会長宛答申書を提出しました。

答申書の内容については常務理事会・理事会の可決承認を経て
社員総会の議題に付されることになり、令和3年5月27日に開催された
第10回社員総会におきまして、ブロック・エリアの編成(案)が可決承認され、
定款及び定款施行規則が改正されました。

4 ブロック協議会の設置

令和3年6月11日第4回委員会におきまして、
新ブロック構成支部による協議機関としてブロック協議会の設置が
可決承認され、今後の新ブロック体制に移行するための諸課題を
処理することになりました。

ブロック協議会の構成員には、原則として各支部の支部長及び
幹事長が就任しました。

5 ブロック規程及びエリア規約の制定

社員総会の議決を経て、定款及び定款施行規則の改正に基づき12ブロック・3エリア体制の規程及び規約(案)の作成を開始し、諸手続きを経て、令和3年11月19日第4回理事会において、ブロック規程及びエリア規約が可決承認され、新体制の概要が確定しました。

現支部別「会員数・理事・社員・支部役員」と「新ブロック役員等」対比表

ブロック	現支部名	正会員*	準会員	会員計	社員数	①理事数 (副会長等)	理事 (副会長等)	現役員				幹事	監査	合計	「①理事数」を 除く役員数	
								支部長	副支部長	幹事長	副幹事長					
第一 ブロック	千代田中央	1,773	206	1,979	25	7										
	ブロック				25	7		1	4以内	1	1	40以内	2	49以内	42以内	
第二 ブロック	江東区	259	29	288	4	1						24	4	33	32	
	江戸川区	458	31	489	7	2						28	6	39	37	
	葛飾区	310	25	335	4	1						33	3	43	42	
	3支部計	1,027	85	1,112	15	4			3	3	11	3	85	13	115	111
ブロック				15	4			1	4以内	1	1	40以内	2	49以内	45以内	
第三 ブロック	台東区	406	46	452	6	2	副本部長1					16	3	24	22	
	墨田区	239	31	270	3	1	(准)理事1					18	2	26	25	
	足立区	370	53	423	5	1	副会長1					28	3	36	35	
	3支部計	1,015	130	1,145	14	4			3	3	10	3	62	8	86	82
ブロック				15	4			1	4以内	1	1	40以内	2	49以内	45以内	
第四 ブロック	文京区	232	34	266	3	1						21	3	29	28	
	荒川区	162	15	177	2	1						12	2	18	17	
	豊島区	660	63	723	9	2						51	4	60	58	
	3支部計	1,054	112	1,166	14	4			3	3	8	3	84	9	107	103
ブロック				15	4			1	4以内	1	1	40以内	2	49以内	45以内	
第五 ブロック	品川区	447	41	488	6	2						29	3	37	35	
	大田区	436	33	469	6	2						20	2	26	24	
	目黒区	364	32	396	5	1						39	2	46	45	
	3支部計	1,247	106	1,353	17	5			3	3	8	3	88	7	109	104
ブロック				18	5			1	4以内	1	1	40以内	2	49以内	44以内	
第六 ブロック	港区	1,308	156	1,464	19	5						30	4	39	34	
	ブロック				19	5			1	4以内	1	1	40以内	2	49以内	44以内
第七 ブロック	新宿区	1,115	101	1,216	16	4	副会長1					39	3	46	42	
	ブロック				16	4			1	4以内	1	1	40以内	2	49以内	45以内
第八 ブロック	渋谷区	1,042	81	1,123	15	4	会長1					31	4	41	37	
	ブロック				15	4			1	4以内	1	1	40以内	2	49以内	45以内
第九 ブロック	北区	247	26	273	4	1						30	5	40	39	
	板橋区	438	36	474	6	2	副本部長1					31	3	39	37	
	練馬区	472	44	516	7	2	(准)理事1					53	3	61	59	
	3支部計	1,157	106	1,263	17	5			2	2	9	3	114	11	140	135
ブロック				17	4			1	4以内	1	1	40以内	2	49以内	45以内	
第十 ブロック	世田谷区	642	78	720	9	2	副本部長1					19	5	26	24	
	杉並区	506	46	552	7	2						29	2	37	35	
	中野区	331	43	374	5	1						14	2	20	19	
	3支部合計	1,479	167	1,646	21	5			1	1	6	3	62	9	83	78
ブロック				21	5			1	4以内	1	1	40以内	2	49以内	44以内	
第十一 ブロック	武蔵野中央	364	51	415	5	1						19	2	24	23	
	北多摩	315	34	349	5	1						29	2	36	35	
	国分寺国立	126	12	138	2	1						8	2	15	14	
	調布荏江	160	23	183	2	1						13	3	21	20	
	府中稲城	139	13	152	2	1						16	2	22	21	
5支部合計	1,104	133	1,237	16	5			5	5	12	5	85	11	118	113	
ブロック				16	4			1	4以内	1	1	40名以内	2	49以内	45以内	
第十二 ブロック	立川	319	35	354	5	1	副会長1					15	2	22	21	
	西多摩	186	7	193	3	1						14	3	23	22	
	南多摩	105	12	117	2	1						11	2	17	16	
	八王子	286	32	318	4	1						16	2	23	22	
	町田	225	34	259	3	1	(准)副会長1					13	2	19	18	
5支部合計	1,121	120	1,241	17	5			2	2	14	5	69	11	104	99	
ブロック				16	4			1	4以内	1	1	40名以内	2	49以内	45以内	
32支部 合計 現行 (A)					206	57							1027	970		
12ブロック計 新規 (B)					208	54							588	534		
役員増減 (B-A)					2	-3							439	436		
32支部 合計 (現行役員数...a)													1027	970		
12ブロック合計 (新規役員数...b)													588	534		
役員削減数(a-b)													439	436		

※令和3年7月末会員数

6 「支部保有の遊休財産と特定資産」の取扱い

支部保有の遊休財産は、長引く新型コロナの感染拡大防止策の徹底により、各支部の大半の事業執行が不可能となった結果、遊休財産が増加し1支部を除き、31支部が保有限度額を超過することになりました。(令和2年度決算)

〈公益財務三基準〉

- 1 公益目的事業比率…50%以上
- 2 収支相償……………公益目的事業会計の総収入額 ≤ 公益目的事業会計の総支出額
- 3 遊休財産保有限制…1年分の公益目的事業支出額 ≥ 遊休財産保有額

協会の現状は「公益財務三基準」の内、③の遊休財産保有限度額が基準をオーバーする可能性があるため、年度末迄に是正することになります。

このような状況の中で、協会財政の健全性を図るため組織改革と併せ、「支部保有の遊休財産・特定資産処理に関するガイドライン」を作成し、令和3年9月13日開催の第8回委員会においてガイドラインに基づいた「遊休財産」及び「特定資産」の取扱いに関する事務処理説明書(案)を作成しました。

上記事務処理説明書(案)は令和3年9月17日に「支部長説明会」を開催し、原案の詳細説明を行い、令和3年9月22日開催の第3回理事会にて可決承認され、「遊休財産」及び「特定資産」の取扱いが確定しました。

遊休財産の取扱い

- 1 支部の遊休財産の一部を新設ブロック事務所設置に関する費用に充当する。
- 2 ブロック事務所設置に関する総費用は、各ブロック2,000万円とし、各支部の負担額は支部所属会員数により按分した割当額とする。
- 3 各支部の割当負担額は、令和3年度末迄に支部会計において支部保有の遊休財産の中から特定資産(事務所移転等準備積立資金)に振替える。
- 4 前項で振替えた特定資産は令和4年7月中旬迄に本部の指定口座に振り込む。
- 5 ブロック事務所設置に関する費用のすべては本部が負担する。
- 6 支部において「事務所移転等準備積立資金」の「特定資産」を既に計上している場合はその特定資産から按分割当額を本部の指定口座に振り込み、「特定資産」の計上額が按分割当額より少ない場合は、その不足分を遊休財産から積み増して本部に振り込む。
- 7 支部に残すことのできる遊休財産の保有限度額は、決算により確定した公益目的事業の年間費用相当額とする。
- 8 前項による保有限度額以上の遊休財産がある支部については、その超過額を令和4年7月中旬迄に本部指定口座に振り込む。
- 9 前項の場合で、支部より本部に繰り入れた残余遊休財産は、本部の特定資産(事務所移転等準備積立資金、システム整備資金等)として積立をする。

特定資産の取扱い

- 1 支部の特定資産で「事務所移転等準備積立資金」以外の内、支出計画等が明確であるものはその取崩し計画に従い、令和5年度まで事業執行を行うが、年度末で支部が統合されるため、令和5年度末において、支部特定資産に残余がある場合は本部指定の口座に振替える。
- 2 支出計画のない特定資産は支出計画を立て、本部理事会の承認を得た上で、事業執行を行う。
- 3 特定資産の科目変更はその理由を説明し、理事会の承認を得て行う。

※注 令和6年度からは、ブロックには特定資産の保有はなく、保有限度額までの遊休財産のみが存在することになる。

7 令和4年社員総会までの委員会等活動予定

開催年月日(令和4年)	協議項目等	本部予定
1月14日(金)委員会	●ブロック事務所開設ガイドライン、ブロック事務所開設事前受付開始、事務所移転等準備積立資金の事務手続き周知徹底、ブロック規程に基づく細則の策定	
2月10日(木)委員会	●定款・定款施行規則の洗い出し	常務理事会
2月25日(金)委員会	●ブロック細則の決定、令和4年度・5年度委員会活動策定、会員管理台帳の整備準備、会費徴収システム構築の準備	
3月8日(火)委員会	●ブロック細則の承認	常務理事会
3月17日(木)理事会	●社員総会承認事項の確定	理事会
3月24日(木)委員会	●事務所移転費用準備金(特定資産)の本部送金確認等 ●令和4年度・5年度委員会活動確定	
4月21日(木)委員会 4月22日(金)理事会	●ブロック事務所賃貸契約開始について	常務理事会 理事会
5月9日(月)委員会 5月10日(火)理事会 5月30日(月)社員総会	●総括協議	常務理事会 理事会 社員総会

8 来期(令和4年度)の組織財政改革について

令和4年度は新しい役員体制により組織財政改革特別委員会が発足し「組織財政改革」が継続されることとなりますが、令和6年度の新体制完全移行に向けて、行うべき作業は山積しています。一つ一つ課題を処理して着実に前進していくことが求められます。

〈処理課題の主な項目〉

- 1 ブロック事務所の設置
- 2 会員管理システムの構築
- 3 会費徴収システムの構築
- 4 IT(インフォメーション・テクノロジー)を活用したWEB会議の導入やファックスの廃止等による広域ブロックの業務執行の最適化
- 5 ペーパーレス化の推進による本部・支部及び委員会における事務処理の効率化

以上が令和2年度・3年度の委員会活動の概要報告となります。
会員の皆様におかれましては、今後とも組織財政改革の趣旨をご理解のうえ、改革業務の遂行にご協力頂くようお願い申し上げます。